

京都市消防局消防職員委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月1日

京都市長 松井孝治

京都市規則第24号

京都市消防局消防職員委員会規則の一部を改正する規則

京都市消防局消防職員委員会規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「前半に」を削り、「開催することを常例とするほか、必要に応じ」を「以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)